

エコみらいひたち設置に伴う環境保全等に関する協定の締結について

この度、新処分場に係る整備地周辺の生活環境保全に関し、関係者間の理解を深め、信頼関係の醸成を図るため、下記のとおり、新処分場の整備から施設の廃止までの期間における生活環境の保全等に係る基本的事項を取り決めた、エコみらいひたち設置に伴う環境保全等に関する協定を締結いたしました。

記

- 1 締 結 日 令和8年5月22日
- 2 協定締結者 茨城県知事 大井川 和彦
日立市長 小川 春樹
エコみらいひたち地元4学区住民協議会会長 持田 幸雄
(一財)茨城県環境保全事業団理事長 松崎 達人
- 3 協 定 書 別添のとおり



エコみらいひたち設置に伴う環境保全等に関する協定書

茨城県(以下「甲」という。)、一般財団法人茨城県環境保全事業団(以下「乙」という。)、日立市(以下「丙」という。))及びエコみらいひたち地元4学区住民協議会(以下「丁」という。))とは、乙が日立市諏訪町に設置するエコみらいひたち(以下「施設」という。))の整備から施設の廃止までの管理(以下「施設の管理等」という。))に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

- 第1条 この協定は、施設の管理等に伴う地域の生活環境の保全及び施設の安全の確保(以下「生活環境の保全等」という。))を図ることを目的とする。
- 2 前項の地域は、この協定を締結した時点における日立市児童生徒等の就学に関する規則(昭和44年日立市教委規則第18号)別表第1の諏訪、大久保、油繩子及び成沢小学校の通学区域とする。

(基本的役割)

- 第2条 甲、乙及び丙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例(平成19年茨城県条例第17号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条の6で規定する法令及びその他の環境保全に係る関係諸法令(以下「関係法令」という。))を遵守し、相互に協力して生活環境の保全等を図るため万全の策を講ずるものとする。
- 2 甲は、施設の管理等について、乙に対し指導、助言、その他必要な支援を行うものとする。
- 3 乙は、施設の管理等に当たって最新の知見や技術の導入等を検討するとともに、複合災害も想定した管理体制を構築するものとする。
- 4 丙は、生活環境の保全等について積極的に住民相談に応じるとともに、施設の管理等に課題があると判断したときは、速やかに、甲及び乙に連絡し、乙に対して実態の報告を求める等必要な措置を講ずるものとする。
- 5 丁は、丙と連携して地域住民の窓口となって意見を集約するとともに、生活環境の保全等が図られるように施設を監視し、必要な意見を述べるができるものとする。

(受入廃棄物)

- 第3条 施設で受け入れる廃棄物については、別表第1のとおりとする。
- 2 受け入れる廃棄物は、茨城県内から排出される廃棄物を優先する。
- 3 有害な廃棄物の搬入を防ぐため、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)を上回る判定基準を、別表第2のとおり定める。

(廃棄物の埋立期間)

第4条 乙が施設において廃棄物の埋立てを行う期間は、埋立開始の日から起算して23年間とする。

- 2 乙は、甲、丙及び丁に対し、廃棄物の処理状況について毎年度報告するとともに、前項の埋立期間を変更するときは、あらかじめ協議するものとする。
- 3 甲及び乙は、埋立地について拡張や増設は行わないものとする。

(廃棄物の搬入管理)

第5条 廃棄物の受入日及び受入時間帯は、別表第3のとおりとする。

- 2 廃棄物の受入れに当たっては、乙は、排出事業者と処理委託契約書を締結する。
- 3 乙は、廃棄物搬入車両を事前に審査の上登録し、当該登録をした車両以外の車両による廃棄物の搬入は認めないものとする。
- 4 前各項に規定するもののほか、廃棄物の事前審査及び受入時の審査については、別表第4のとおりとし、乙は、排出事業者との委託契約内容と相違するときは搬入を認めないものとする。

(環境の保全)

第6条 乙は、生活環境の保全等を図るため、工事期間中及び施設供用中の環境保全対策について、それぞれ別表第5及び別表第6のとおり実施するものとする。

- 2 乙は、廃棄物処理施設の設置に係る許可申請書に記載された維持管理計画書を遵守するものとする。

(環境保全委員会)

第7条 乙は、甲、丙及び丁と協議の上、生活環境の保全等に資するため、独立した機能を有するエコみらいひたち環境保全委員会（以下「環境保全委員会」という。）を設置する。

- 2 環境保全委員会は、学識経験者並びに甲、丙及び丁が指名する者をもって構成する。
- 3 乙は、環境保全委員会がその活動をするために要する費用を負担するものとする。
- 4 環境保全委員会に関して必要な事項は、環境保全委員会が別に定めるものとする。

(環境モニタリング)

第8条 乙は、工事期間中及び施設供用中の環境モニタリングについて、それぞれ別表第7及び別表第8を基準とし、前条で定める環境保全委員会に諮り、実施するものとする。

- 2 前項の結果は、乙のホームページへの掲載等適切な方法で公表する。

(施設の管理等の監視)

第9条 丙は、第2条第4項に規定する施設の管理等に係る課題の判断及び同条第5項に規定する監視を行うことを目的として、独立した機能を有し、生活環境の保全等の

ために丁が必要な意見を述べることができる委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとし、乙は、委員会が施設の管理等の監視を行おうとするときは、これを受け入れるものとする。

- 2 丙は、委員会がその活動をするために要する費用を負担するものとする。
- 3 委員会に関して必要な事項は、委員会が別に定めるものとする。

（工事期間中の安全対策及び環境保全対策）

第10条 乙は、工事期間中の安全対策及び環境保全対策として、次の措置を講ずるものとする。

- （1）工事用車両の運行経路は、施設の供用開始に併せて整備される新設道路の供用開始前は別図第1のとおりとし、供用開始後は別図第2のとおりとし、他の経路を運行させないものとする。
 - （2）梅林通りを通過する工事用車両の運行時間は、午前8時30分から夏季であっても午後8時までとする。
 - （3）退勤時間帯の工事用車両の交通量の低減や大型の建設機械の搬入については、事前に丙及び丁と協議し、請負業者と調整した上で、地域住民へ十分配慮するものとする。
 - （4）下校時間については、丙及び丁と協議の上、立哨の確保など必要な対策を講ずるものとする。
 - （5）第1号の新設道路の供用開始前に梅林通りを運行する工事用車両の台数は、原則として運行日1日当たり片道30台を上限とする。ただし、万が一、当該台数を超えることが予想される場合は、丙及び丁と事前に協議するものとし、梅林通りを運行する工事用車両の台数が可能な限り少なくするよう工事資材の調達方法を工夫するものとする。
 - （6）工事用車両の運行について、運転管理者に対して交通安全に十分に配慮するよう指導監督するとともに、周辺住宅等への騒音及び振動の影響の防止のため、急発進、急停車を行わない等、交通マナーの徹底を図るよう指導するものとする。
 - （7）工事用車両には標識等の掲示を義務付け、一般車両と区別ができるように措置するものとする。
 - （8）事故が発生し、地域住民に被害が生じた場合には、適切に対応するとともに、事故の原因を究明し、再発防止策を講ずるものとする。
- 2 乙は、前項に定めるもののほか、その他必要な対策については、丙及び丁と協議の上、講ずるものとする。

（廃棄物搬入車両の対策）

第11条 乙は、廃棄物搬入車両の対策として、次の措置を講ずるものとする。

- （1）廃棄物搬入車両の運行経路は別図第2に定めるとおりとするよう廃棄物搬入業者に指導し、1日当たり片道80台程度を目安とする。
- （2）廃棄物搬入車両の集中化を避けるため、搬入時間の分散化を図る。また、施設

内には廃棄物搬入車両が待機できるスペースを確保し、廃棄物の受入管理を適正に実施する。

(3) 廃棄物搬入車両に標識等の掲示を義務付け、一般車両と区別ができるようにする。

(4) 廃棄物搬入事業者に対し、積載物の落下及び飛散を防止するとともに、退場時の車両の洗浄を徹底するよう指導する。

(5) 廃棄物搬入事業者に対し、低公害型の車両を優先して使用し、周辺住宅等への騒音、振動の影響の防止のため、急発進及び急停車を行わない等、適切な運転に努めるよう指導する。特に搬入道路の起点となる中丸団地入口交差点の安全対策の指導を徹底する。

(6) 廃棄物搬入事業者に対し、あらかじめ交通安全その他本施設への搬入についての講習会等を実施し、搬入方法、交通マナーの遵守等の徹底を図る。

(7) 事故が発生し、地域住民に被害が生じた場合には、適切に対応するとともに、事故の原因を究明し、再発防止策を講ずるものとする。

2 乙は、前項に定めるもののほか、必要な対策については、丙及び丁と協議の上、講ずるものとする。

(情報公開)

第12条 乙は、供用中及び埋立終了から施設の廃止までの間、維持管理に係る点検、検査その他の措置の記録をホームページ等で公表するものとする。

2 乙は、施設の建設工事の進捗状況をホームページ等で公表するものとする。

(事故発生時の措置)

第13条 乙は、施設の事故又は異常事態（以下「事故等」という。）の発生により、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちに、廃棄物の受入れ及び処理を停止しなければならない。この場合において、乙は、遅滞なく、甲、丙及び丁に当該事故等を報告するとともに、速やかに、原状回復に努めなければならない。

2 乙は、事故等の原因を究明し、再発防止のための措置を講じ、甲、丙及び丁に報告した後でなければ、廃棄物の受入れ及び処理を再開してはならない。

(損害賠償)

第14条 甲、乙及び丙は、事故等が発生し、地域の生活環境に悪影響を及ぼした場合は、その対応について協議し、遅滞なく、必要な改善策を講ずるものとする。

2 前項の場合において、乙の責に帰すべき事由により、第1条第2項に規定する地域の住民に損害が生じたときは、乙は、その住民に対し賠償の責任を負うものとする。

(埋立終了後の管理)

第15条 乙は、埋立終了から施設が廃止されるまでの間、関係法令を遵守して、適正に

維持管理を行うものとする。

(跡地利用)

第 16 条 甲、乙、丙及び丁は、跡地利用について、その具体的な時期、内容等を別途協議するものとする。

(国及び地方公共団体の施策への協力)

第 17 条 乙は、甲と連携し、国又は地方公共団体が行う施策又は災害、緊急時における廃棄物の適正処理に協力できるものとする。

2 乙は、前項の協力を行う場合には、その内容を丙及び丁に報告するものとする。

(信義則)

第 18 条 甲、乙、丙及び丁は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行するものとする。

(疑義の決定)

第 19 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁署名の上、各1通を保有する。

令和8年5月22日

※原本は4者署名しています。

甲 水戸市笠原町978番6
茨城県知事

乙 笠間市福田165番1
一般財団法人茨城県環境保全事業団
理事長

丙 日立市助川町1丁目1番1号
日立市長

丁 日立市助川町1丁目1番1号
エコみらいひたち地元4学区住民協議会
会長

別表

別表第1 受入廃棄物（第3条関係）

区 分	廃棄物の種類
産業廃棄物	燃え殻
	汚泥（無機性のものに限る）
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを含む）
	鋳さい
	がれき類（建設混合廃棄物等を含む）
	ばいじん
一般廃棄物	焼却灰
	ばいじん
	熔融スラグ
	不燃残さ
	災害廃棄物

注：放射能濃度が環境省令で定める基準（8,000 Bq/kg 以下）に適合しない廃棄物は受け入れられない。

別表第2 受入廃棄物の判定基準（第3条関係）

金属等の名称	基準値
カドミウム	0.03mg/L以下
全シアン	不検出
有機燐	不検出
鉛	0.03mg/L以下
六価クロム	0.15 "
砒素	0.03 "
総水銀	0.0015 "
アルキル水銀	不検出
PCB	不検出
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002 "
1,2-ジクロロエタン	0.004 "
1,1-ジクロロエチレン	0.02 "
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 "
1,1,1-トリクロロエタン	1 "
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 "
トリクロロエチレン	0.03 "
テトラクロロエチレン	0.01 "
1,3-ジクロロプロペン	0.002 "
1,4-ジオキサン	0.05 "
チウラム	0.006 "
シマジン	0.003 "
チオベンカルブ	0.02 "
ベンゼン	0.01 "
セレン	0.03 "
ダイオキシン類 ^{注2}	1 ng-TEQ/g 以下

注1：土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号）より基準値を採用

注2：ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日環境庁告示第68号）より基準値を採用

注3：「不検出」とは各測定方法において定量下限値を下回ることをいう。

注4：試験法は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）」に準じる。（ダイオキシン類は「ダイオキシン類に係る土壤調査マニュアル（平成12年、環境庁）」に準じる。）

別表第3 廃棄物の受入日及び受入時間帯（第5条関係）

受入日	受入時間	受入れしない日
月曜日から金曜日まで	原則として午前9時から午後4時30分まで(午前11時30分から午後1時までを除く。)	原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日（振替休日を含む。）その他乙が別に定める日

別表第4 廃棄物の事前審査及び受入時の審査（第5条関係）

審査等	乙が講ずる措置
1 事前審査	委託契約（以下「契約」という。）申込書の受理後、契約申込書の記載内容を確認する書類審査のほか、必要に応じて受け入れる廃棄物の排出工程や性状を確認し、又は処理困難性や作業性を判断するための現地調査を行う。現地調査では、受け入れる廃棄物の排出工程及び性状の確認並びに有害物質の使用状況を調査するとともに、サンプリングを行い、必要な試験を実施する。
2 受入時審査	受付に提出された搬入票やマニフェストの記載内容が廃棄物搬入車両の積載物と相違無いか確認する。 全ての廃棄物搬入車両について、目視確認及び積載物の放射線量を測定する。なお、汚泥・燃えがら・ばいじん・鉱さいについては蛍光X線分析による確認を実施する。
3 展開検査場での展開検査	搬入物の契約条件への適合性を確認するため、必要に応じて展開検査場等にて抜き取り検査を行う。
4 埋立地内での全量展開検査	搬入物の契約条件への適合性を確認するため、埋立地内で全量展開検査を行う。

別表第5 工事期間中の環境保全対策（第6条関係）

項目	環境保全対策	対策の内容
大気質	排出ガス対策型建設機械の使用	排出ガス対策型の建設機械を使用する。
	不要なアイドリングの停止	建設機械は、不要なアイドリングを行わない。
	工事区域への散水の実施	必要に応じて散水を実施する。
	低公害車の導入推進	資材及び機械の運搬に用いる車両は、排出ガス対策型の低公害車の導入を促進する。
	走行速度の抑制	粉じんの巻きあがりが起こりにくいように走行速度を遵守する。
騒音	低騒音型建設機械の使用	低騒音型の建設機械の使用に努める。
	運行速度の厳守	資材及び機械の運搬に用いる車両は、急発進及び急停車を行わず、車両は運行速度を厳守するよう請負業者に指導する。
振動	高負荷運転の禁止	振動が発生しにくいように極力高負荷運転を避ける。
	交通規制の遵守	資材及び機械の運搬に用いる車両は、積載量等の交通規制を遵守し、アイドリング、急発進及び急停車をしないなどの丁寧な運転を心がける。
水質	排水対策	必要に応じて適切な規模の沈砂池を設置する。
地下水	地下水位のモニタリングによる異常の早期発見	施工中の地下水位をモニタリングし、必要に応じて対策を実施する。
動植物・生態系	代替池の設置	代替池を設置し、改変前に確認地点からトンボ類の幼虫等の移設を行う。
	植物の移植	カゴノキ及びキジョランの個体移植を行う。
廃棄物	廃棄物の再生利用	本事業で発生した建設廃棄物（コンクリート殻）については、建設リサイクル法等に基づき、再生利用を図る。
温室効果ガス等	低燃費型等の建設機械の使用	低燃費型又は低炭素型の建設機械を使用する。
	不要なアイドリングの停止	建設機械は、不要なアイドリングを行わない。
	低公害車の導入推進	資材及び機械の運搬に用いる車両は、排出ガス対策型の低公害車の導入を促進する。

別表第6 施設供用中の環境保全対策（第6条関係）

項目	環境保全対策	対策の内容
大気質	排出ガス対策型埋立用機械の使用	排出ガス対策型の埋立用機械を使用する。
	不要なアイドリングの停止	埋立作業機械の不要なアイドリング、空ふかし等を禁止する。
	埋立区域への散水の実施	強風時等の土埃等が舞い上がる気象条件の時には、必要に応じて散水を実施する。
	低公害車の導入推進	廃棄物運搬車両は、排出ガス対策型の低公害車の導入を促進する。
	走行速度の抑制	粉じんの巻きあがりが起こりにくいように走行速度を遵守する。
騒音	低騒音型埋立用機械の使用	低騒音型の埋立用機械の使用に努める。
	機械類の屋内設置	浸出水処理施設では、ポンプ、ブロワ等の機械は専用室に設置し、施設外への騒音の伝播を防止する。
	運行速度の厳守	廃棄物運搬車両は、運行速度を厳守する。
振動	機器類の定期的な管理	定期的に機械及び施設装置の点検を行い、異常の確認された機器は速やかに修理、交換し、機器の異常による大きな振動の発生を未然に防ぐ。
	交通規制の遵守	廃棄物運搬車両は、積載量等の交通規制を遵守する。
	高負荷運転の禁止	廃棄物運搬車両は、アイドリング、急発進及び急停車をしないなどの丁寧な運転を心がける。
悪臭	腐敗物の埋立の抑制	臭気を発生する腐敗物等の廃棄物の埋立を抑制する。
	覆土の実施	廃棄物の埋立に伴い、即日覆土を行い、悪臭の漏えいを防止する。
地下水	地下水位のモニタリングによる異常の早期発見	定期的な地下水位のモニタリングを行う。
温室効果ガス等	準好気性埋立によるメタン発生量の抑制	埋立処分場にはガス抜き管を設置し、準好気性埋立を行うことで、メタン発酵を抑制し、温室効果ガスの発生量の削減を図る。
	排出ガス対策型機械の使用	排出ガス対策型の機械を使用する。
	不要なアイドリングの停止	埋立作業機械の不要なアイドリング、空ふかし等を禁止する。
	低公害車の導入推進	廃棄物運搬車両は、排出ガス対策型の低公害車の導入を促進する。

別表第7 工事期間中の環境モニタリング（第8条関係）

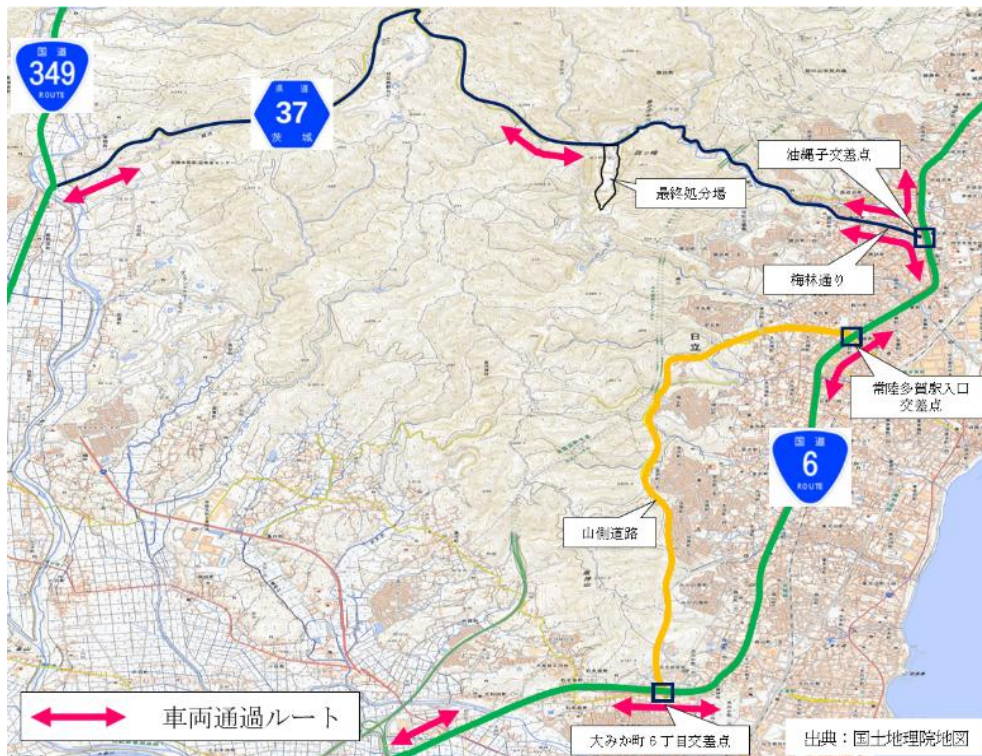
区分	場所	項目
大気質	敷地境界付近、大平田集会所、梅林通り	浮遊粒子状物質、窒素酸化物、粉じん（降下ばいじん）
騒音・振動	敷地境界付近、大平田集会所、梅林通り	騒音・振動レベル、交通量
水質	処分場周辺井戸	水道水質基準、地下水位
	場内監視井戸	環境基準、塩化物イオン、地下水位、水素イオン濃度、電気伝導率
	仮設沈砂池又は防災調整池放流水	排水基準、水素イオン濃度、電気伝導率
	鮎川	環境基準

別表第8 施設供用中の環境モニタリング（第8条関係）

区分	場所	項目
大気質	敷地境界付近、大平田集会所、廃棄物搬入車両の通行道路	浮遊粒子状物質、窒素酸化物、粉じん（降下ばいじん）
騒音・振動	敷地境界付近、大平田集会所、廃棄物搬入車両の通行道路	騒音・振動レベル、交通量
悪臭	敷地境界付近、大平田集会所	悪臭特定物質、臭気指数
水質	処分場周辺井戸	水道水質基準、地下水位
	場内監視井戸	環境基準、塩化物イオン、地下水位、水素イオン濃度、電気伝導率
	地下水集水ピット	環境基準、塩化物イオン、水素イオン濃度、電気伝導率、水量
	防災調整池 放流水	排水基準、水素イオン濃度、電気伝導率
	浸出水処理施設 放流水	下水道排除基準、水素イオン濃度、電気伝導率、化学的酸素要求量、水量
	鮎川	環境基準
放射線	敷地境界	空間線量率

別図

別図第1 新設道路供用開始前の工所用車両の運行経路（第10条関係）



別図第2 新設道路供用開始後の工所用車両及び廃棄物搬入車両の運行経路（第10条及び第11条関係）

